

薬科学専攻（修士）

令和6年4月1日公表

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>本専攻修士課程では、本学の定める修業年限以上在学し、次のような能力・資質を備えた上で、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が課程修了を認定します。課程修了が認定された者には、修士（薬科学）の学位を授与します。</p>			
1. 知識・理解	1-1	医薬品の創製のための有機化学、物理化学、分析化学、生命科学、薬理学、薬剤学、衛生・環境化学などの「基礎薬科学」に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。	本専攻修士課程ではディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育課程の編成・実施の方針に基づき、カリキュラムを編成します。
	1-2	医薬品の開発のための医薬品の有効性・安全性評価、有用性評価、製剤化、治験、化粧品、健康食品などの「応用薬科学」に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。	<p>1. 特論、演習、実習科目によって広い視野に立つための学識を、論文作成実験や課題研究を通じて高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うこととしており、より細分化した「基礎薬科学分野」および「応用薬科学分野」の2分野を設定します。</p> <p>2. 理科の教員免許状（一種）を有する者が、必要な科目を履修し、単位を取得すれば、当該教科にかかる専修の教員免許が取得できます。</p> <p>3. 研究指導は、「薬科学論文作成実験」と「薬科学特別演習」を通して、研究課題の決定、研究計画の作成への指導と助言を行い、修士論文の作成を指導します。</p> <p>4. 昼夜開講制に加え、標準修業年限を超えて履修することができる長期履修学生制度により、修学上の多様なニーズにも配慮します。</p>
2. 技能・表現	2-1	「基礎薬科学」に関する研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。	教育課程全般を通じて、講義、演習、実験、あるいは課題研究を有機的に関連づけることや、学生・教員間のディスカッションを十分に行うという教育方法により、学生の理解を高めます。また、教育課程の評価については修了年次に提出する修士論文をもって教育課程を通じた学修成果の総括的評価を行います。
	2-2	「応用薬科学」に関する研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。	
3. 思考・判断	3-1	「基礎薬科学」あるいは「応用薬科学」分野の新たな問題・課題を見出すことができる。	
	3-2	「基礎薬科学」あるいは「応用薬科学」分野の新たな問題・課題の解決への方策を提示できる。	
4. 態度・志向性	4-1	医薬品の創製、医薬品の開発、医薬品の適正使用、化粧品、健康食品の開発に関わる専門的な教育・研究を行うことを志向する。	
	4-2	製薬・化学・食品産業、環境衛生・試験研究機関、理科教員として活躍することを志向する。	本専攻修士課程は、「立学の精神」とそれに基づく「教育目標」に賛同し、かつ修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識や技能、意欲を備えた人を求めます。